

いしかわの森で作る住宅推進事業

～石川県産材を使用した住宅へ助成します～

能登半島地震、奥能登豪雨からの再建は助成額を増額!!

事業の趣旨

住宅分野における県産材利用を通じ、森林資源の循環利用を促進することで、森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、県民共有の財産である森林を、健全な姿で未来の世代に承継していくことを目的とした補助事業です。

助成内容・申請条件

- ① 「県産材建築ビルダー※」が建築する住宅等の新築・増改築又は購入であること。
※いしかわ森林環境税を活用した県産材利用促進の趣旨に賛同する旨を宣誓し、県による登録を受けた事業者
- ② 延べ床面積70㎡以上（新築の場合のみ）であり、引渡日が、令和8年4月1日以降の住宅等であること。ただし、特例措置についてはこの限りではない。
- ③ 木塀・ウッドデッキについては、県産材を使用した施工面積に助成単価（木塀5千円/㎡、ウッドデッキ10千円/㎡）を乗じた金額が5万円以上であること（上限15万円）。
- ④ 県産材取扱業者（合法木材供給事業者）発行の「県産材産地及び合法木材証明書」を提出すること。
- ⑤ 「いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業」の補助金助成の採択を受けていないこと。
- ⑥ 特例措置は、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨で住宅が全壊・半壊となった者を対象とし、罹災証明書を提出すること。また、令和6年1月1日以降に本事業の助成を受けていないこと。

助成単価

県産材の使用量に応じて下記の単価で助成します。

通常枠	区分	-	5～7m ³	7～15m ³	15～20m ³	20m ³ ～	25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上	木塀、 ウッドデッキ
	単価	-	7万円	10万円	15万円	30万円	50万円	5～15万円
特例 措置	区分	3～5m ³	5～7m ³	7～15m ³	15～20m ³	20m ³ ～	25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上	木塀、 ウッドデッキ
	単価	10万円	15万円	20万円	30万円	60万円	100万円	-

お問合せ先・お申し込み

お申し込みはお近くの農林総合事務所までお願いします。
また、お問い合わせは農林総合事務所のほか、下記メールでも承ります。
石川県森林管理課 代表メールアドレス：shinkan@pref.ishikawa.lg.jp

農林総合事務所	南加賀	小松市園町八108-1	0761-23-1717
	石川	白山市鶴来本町4丁目リ75番地	076-272-1171
	県央	金沢市直江南2丁目1番地	076-239-1753
	中能登	七尾市小島町233番地	0767-52-6600
	奥能登	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2329
石川県農林水産部 森林管理課		金沢市鞍月1丁目1番地（県庁）	076-225-1643

詳しくはHP
をチェック



詳細は石川県森林管理課HPをご覧ください（申請書や宣誓書のダウンロードもできます）
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/mokuzai/morisumai.html>)

